

平成 27 年 8 月 19 日

各 位

会社名 北川精機株式会社
代表者名 代表取締役社長 北川 条 範
(コード:6327、東証 JASDAQ)
問合せ先 執行役員財務部長 小林 由和
(TEL:0847-40-1200)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 9 月 29 日開催予定の第 59 期定時株主総会での承認を前提として、「監査等委員会設置会社」に移行すること、及び「定款一部変更の件」を平成 27 年 9 月 29 日開催予定の第 59 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役会において議決権を有する監査等委員である取締役を置くことにより、取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るものであります。

(2) 移行の時期

平成 27 年 9 月 29 日に開催を予定している当社第 59 期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

- ① 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行するため、取締役及び取締役会の規定に、監査等委員会に関する規定を追加するとともに、監査役及び監査役会の規定を削除するものであります。
- ② 取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、適切な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、取締役の責任免除の規定及び責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。
なお、変更案第 30 条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ③ その他所要の変更をするものであります。

(2) 変更の内容

別紙のとおりであります。

(3) 日程 (予定)

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 9 月 29 日
定款変更の効力発生日	平成 27 年 9 月 29 日

定款の新旧対照表

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. 監査役</p> <p>3. <u>監査役会</u></p> <p>4. 会計監査人</p> <p>第5条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社は、取締役 <u>10</u>名以内を置く。</p> <p>(新 設)</p> <p>(選 任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を定めることができる。</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>3. <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社は、取締役 <u>14</u>名以内を置く。</p> <p>② <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役 (以下、「監査等委員」という。)は4名以内とする。</u></p> <p>(選 任)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員以外の取締役の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p>② 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員以外の取締役の中から</u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を定めることができる。</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の招集)</p> <p><u>第 24 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 24 条 当社は、取締役（当該決議事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 25 条 当社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>第 26 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全てまたは一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役会規則)</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会規則)</p> <p>第 27 条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会規則)</p> <p><u>第 28 条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、監査等委員会の定める「監査等委員会規則」による。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(報酬等)</p> <p><u>第 29 条 取締役の報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員とそれ以外の取締役とを區別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第 30 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役および監査役会</u></p>	(削 除)
<p>(員 数)</p>	(削 除)
<p>第26条 当社は、監査役4名以内を置く。</p>	
<p>(選 任)</p>	(削 除)
<p>第27条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p>	
<p>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	
<p>(任 期)</p>	(削 除)
<p>第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	
<p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	
<p>(常勤の監査役)</p>	(削 除)
<p>第29条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	
<p>(監査役会の招集)</p>	(削 除)
<p>第30条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	
<p>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	
<p>(監査役会規則)</p>	(削 除)
<p>第31条 監査役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、監査役会の定める「監査役会規則」による。</p>	
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p>	<p style="text-align: center;">第5章 計 算</p>
<p>(事業年度)</p>	(事業年度)
<p>第32条 (条文省略)</p>	第31条 (現行どおり)
<p>(期末配当および基準日)</p>	(期末配当および基準日)
<p>第33条 (条文省略)</p>	第32条 (現行どおり)
<p>(中間配当および基準日)</p>	(中間配当および基準日)
<p>第34条 (条文省略)</p>	第33条 (現行どおり)
<p>(配当金の除斥期間)</p>	(配当金の除斥期間)
<p>第35条 (条文省略)</p>	第34条 (現行どおり)